

## 1 本計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

本市では、鉄道、高速バス、路線バス、三次市民バス、三次市相乗りタクシー等の公共交通が運行されていますが、これらの利用者は自家用自動車の普及や少子高齢化の進行に伴い、年々減少しています。

そのため、公共交通をとりまく環境は厳しさを増しており、加えて感染症の流行や大規模な自然災害など、新たな課題も生じています。

本計画は、こうした社会情勢に対応し、市民の暮らしを支え続けられる持続可能な地域公共交通体系の形成を図るための基本計画(マスタープラン)です。

### 2 計画期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

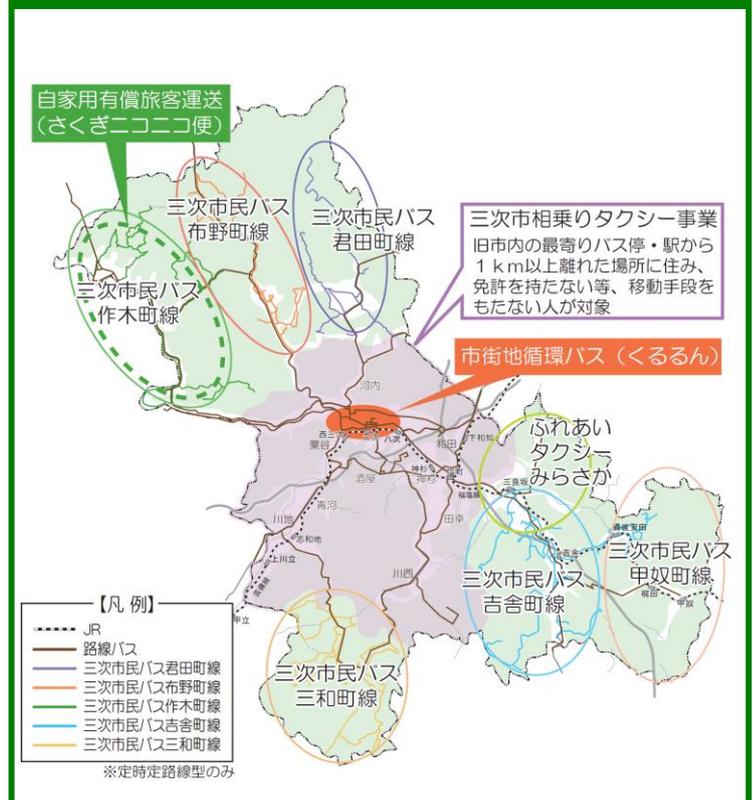
### 3 計画対象区域

対象区域は、三次市域とします。

### 4 本計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(一部改訂、令和2(2020)年11月施行)」に基づき策定します。

## 本市の公共交通の状況



## 2 公共交通に係る現状と課題

### 本市の公共交通をとりまく環境

人口減少

高齢化

地域特性

自然災害の甚大化

デジタル技術発展

など

- 市民生活に必要な公共交通体系の確保・維持が必要
- 持続可能な予算規模において、最適な公共交通体系づくりに向けた改善が必要
- 公共交通事業の維持のため乗務員不足解消に向けた取組が必要
- 三次市民バス等における高齢者の利用ニーズに応じた改善、三次市相乗りタクシー事業の利用を容易にするための改善、また自家用有償旅客運送の確保・維持等を含めて、高齢者が運転免許証を返納しやすくなるような取組が必要
- 豪雨等自然災害への対策やデジタル技術の活用等、社会情勢の変化への対応が必要

# 3 公共交通体系づくりに向けた取組

## 1 基本的な方針

しあわせの実感につながる公共交通づくり

～市民一人ひとりの暮らしに合った移動支援の実現～

三次市が「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」であるために、まちづくりを支える公共交通等を、市民、交通事業者、行政等の関係主体が協働で守り、育てることで、市民一人ひとりのしあわせの実感につながる、暮らしに合った移動環境の実現をめざします。

## 2 計画の目標

対応する評価指標

### 目標1

地域実態や社会情勢に応じて、持続できる公共交通体系をつくる

A B  
C D

### 目標2

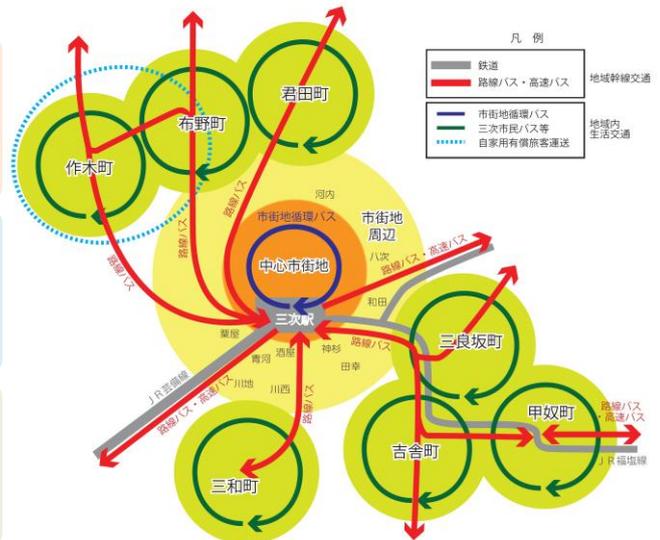
高齢者など誰もが安心して暮らせるため、移動手段を確保する

E F

### 目標3

公共交通の利用促進を図るなど、事業が維持できる環境を整える

A G  
H



※イメージであり、実際の位置関係と異なるものもあります。

### 本市の公共交通体系イメージ

### [評価指標]

指標		基準値	目標
A	公共交通の利用者数	192,764人 【令和元(2019)年】	185,000人以上 【令和6(2024)年】
B	公共交通に係る本市の財政負担額	22,260万円 【令和元(2019)年度】	22,000万円の同等以下 【令和6(2024)年度】
C	経常収支率が20%を下回るバス系統数の割合	30% 【令和元(2019)年度】	30%以下 【令和6(2024)年度】
D	地域内生活交通路線数(第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略における評価指標)	8路線 【令和元(2019)年度】	8路線を維持 【令和6(2024)年度】
E	三次市相乗りタクシー事業の申請者数	58人 【令和元(2019)年度】	150人以上 【令和6(2024)年度】
F	三次市高齢者運転免許自主返納支援事業の申請者数	294人 【令和元(2019)年度】	400人以上 【令和6(2024)年度】
G	公共交通の乗り方教室の実施回数	未実施 【令和元(2019)年度】	毎年2回以上 【令和3(2021)年度～6(2024)年度】※
H	鉄道利用促進策の参加者数	未実施 【令和元(2019)年度】	5年間で2,000人以上 【令和2(2020)年度～6(2024)年度】

### 3 目標を達成するための実施事業

#### 計画事業1 路線バスの運行・改善

[実施主体]民間バス事業者,三次市

- 地域幹線交通等の路線バスを,民間バス事業者が定時定路線で運行。また運行サービスの維持に向けて国,県,三次市が支援。
- 利用者が極めて少ない路線や系統については,持続可能な移動手段となるように,路線や便の見直しを実施。
- 利便性向上を図るために,交通安全上の支障が無いなど可能な範囲においてフリー乗降区間を拡大。

#### 計画事業2 市街地循環バスの運行・改善

[実施主体]三次市,民間バス事業者

- 民間バス事業者の協力のもと,中心市街地において都市サービスを提供する施設や三次駅等の交通結節点を結ぶルートの市街地循環バスを,定時定路線で運行。
- 一部の区間で,路線バスとの運行経路の重複があることから,当該路線バス運行の見直しと合わせて一体的に,効率的な市街地のバス路線について検討。
- ダイヤ等の見直しを行う際には,可能な限り市民ニーズを反映するとともに,他の公共交通との乗継の改善を図ることに留意。



#### 計画事業3 三次市民バス等の運行・改善

[実施主体]三次市,民間交通事業者,三次広域商工会,住民自治組織等

- 居住生活圏での移動に不可欠な地域内生活交通として,三次市民バス等を,原則として週2日の頻度で運行。
- ほとんど利用者のいない路線や便については,持続可能な移動手段となるように,運行内容の見直しを実施。
- 利用者が減少傾向にある現状をふまえて,利便性向上を図ることで,より多くの地域住民に利用してもらえるように,「地域内生活交通検討会」等において定期的に運行内容の見直しを検討。
- 利用ニーズが見込め,かつ実現可能な内容であれば,運行内容を見直し。

#### 計画事業4 自家用有償旅客運送の運行・改善

[実施主体]三次市,運営団体,導入可能な団体

- 作木町を中心に運行する自家用有償旅客運送(さくぎニコニコ便)を,NPO法人元気むらさくぎが運営,運行,三次市が運行サービス維持に向けて支援。
- 他の地域においても,過度な市の経費負担が生じないことや,導入に必要な諸条件が整うとともに,高い住民ニーズがある場合においては,三次市が,自家用有償旅客運送の運行サービス提供に係る支援を実施。



#### 計画事業5 三次市相乗りタクシー事業の推進・活用促進

[実施主体]三次市,タクシー事業者,住民自治組織等

- バスや鉄道の利用が困難な高齢者等の移動手段の確保を目的として,三次市相乗りタクシー事業を推進。
- 十分に事業内容が浸透している状況とは言えないため,必要な市民に対して事業内容の周知を図る。
- 当事業を必要とする市民が増える可能性等をふまえ,より活用しやすい制度となるよう,必要に応じて見直し。

#### 計画事業6 乗継・待合環境の改善

[実施主体]三次市,民間交通事業者,市民

- 公共交通の利便性の向上を図るために,公共交通の乗継環境や待合環境の改善に取り組む。
- 住民によるバス停,駅舎等の美化運動の推進などの地域との協働を通じて,公共交通を守る機運を高める。

**計画事業7 地域内生活交通検討会の開催** [実施主体] 住民自治組織等, 三次市, 民間交通事業者

- 「地域内生活交通検討会」において, それぞれの地域事情や住民の暮らしに応じた移動支援について検討を行い, 実践に結びつけることで, 地域の暮らし易さの向上を図る。
- 現在設置していない地域においても, 生活交通を検討する必要性が高く, 組織設立の機運が高まった場合に「地域内生活交通検討会」を設置。

**計画事業8 公共交通の利用促進策の推進** [実施主体] 三次市, 民間交通事業者, 各種関連団体, 市民

- 公共交通利用者数の維持・増加を図るため, わかりやすい情報発信, バス等の乗り方教室, 運賃の割引制度等のソフト施策を進めることにより, 公共交通を移動手段の選択肢として捉える市民を増やすとともに, 利用意識の醸成を図る。
- 「地域内生活交通検討会」等で必要とされた対策についても, 関係機関と市民が連携して積極的に推進。



バスの乗り方教室の様子

**計画事業9 安心して運転免許を返納できる環境づくり** [実施主体] 三次市, 広島県警察

- 運転に不安を抱える高齢者が運転免許を返納できないような状況を改善するために, 公共交通の利便性向上を図る取組と並行して, 広島県警察等との連携のもと, 三次市高齢者運転免許自主返納支援事業を推進。

**計画事業10 乗務員不足への対策** [実施主体] 民間交通事業者, 三次市

- 交通事業に係る人材不足は運行サービスの確保・維持に直結する大きな問題となっているため, 交通事業者は積極的に採用活動などの対策を進めるとともに, 三次市はこれを支援するために情報発信等を実施。

**計画事業11 デジタル技術を活用した移動利便性向上策の研究** [実施主体] 三次市

- 近年, 全国各地において, ICT (情報通信技術), AI (人工知能) 等のデジタル技術の活用による, 移動サービスの利便性の向上や効率化に向けた実証実験が活発化しており, 国もこの動きを後押し。
- 先進事例を参考に, 本市における移動サービスへの展開を念頭におき, 例えばAI (人工知能) を活用した最適配車システムやキャッシュレス決済など, 本市に適したデジタル技術の活用策について調査研究を実施。

**計画事業12 公共交通関係の災害等に備える取組** [実施主体] 三次市, 民間交通事業者

- 甚大かつ頻発化する豪雨災害やパンデミックなどの災害等に対して, 各主体において必要な備えを推進することで, 市民が安心して公共交通が利用できる環境づくりを行う。

**スケジュール**

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
1. 路線バスの運行・改善	→	→	→	→	→継続した見直し
2. 市街地循環バスの運行・改善	→	→	→	→	→継続した見直し
3. 三次市民バス等の運行・改善	→	→	→	→	→継続した見直し
4. 自家用有償旅客運送の運行・改善	→	→	→	→	→継続した見直し
5. 三次市相乗りタクシー事業の推進・活用促進	→	→	→継続実施	R6年度以降は, R5年度に判断	
6. 乗継・待合環境の改善	→	→	→	→	→継続実施
7. 地域内生活交通検討会の開催	→	(各地域で, 必要に応じて開催)			→
8. 公共交通の利用促進策の推進	→	→	→	→	→継続実施
9. 安心して運転免許を返納できる環境づくり	→	→	→継続実施	R6年度以降は, R5年度に判断	
10. 乗務員不足への対策	→	→	→	→	→継続実施
11. デジタル技術を活用した移動利便性向上策の研究	→	→	→	→	→継続実施
12. 公共交通関係の災害等に備える取組	→	→	→	→	→継続実施